

宝地区 其の二

神事用具
神輿保存。

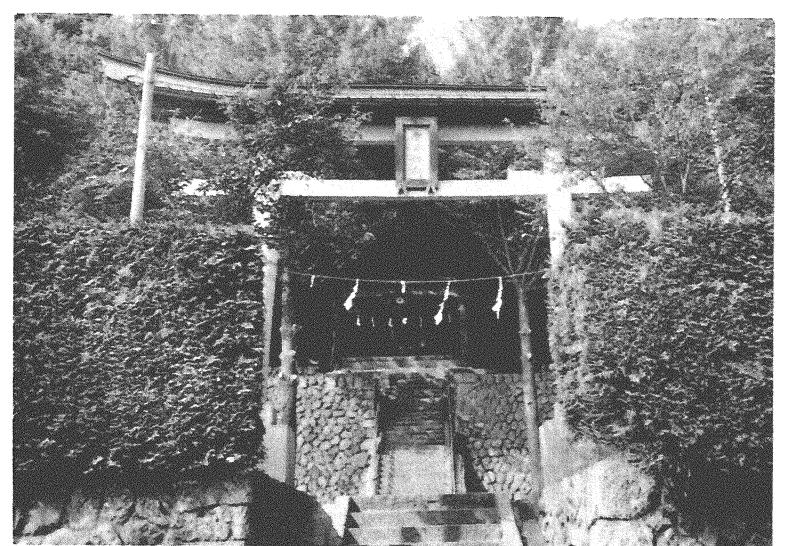
由 緒

慶長五年（一六〇〇年）五月に

社殿が造営されている。社領地

一石一斗六升七合は、慶長六年八月二十六日に、

当時の都留郡の領主であった鳥居土佐守久五郎



神社名 春日神社

鎮座地 都留市中津森あら井八五四番地

祭 神 天児屋根命

甲斐国社記には「赤石山春日大明神中津森村天児屋根命」とある。

例 祭

四月十五日、九月十日の春秋二回。

成次が墨印状を添えて寄進した

もので、寛文九年（一九六九年）領主秋元但馬守が検地をした折水張を下し置かれた。

明治五年五月村社に列せられる。

山梨県市郡村誌に

〔春日社〕 村社々地東西武拾七間四尺武寸南北拾五間四尺五寸

面積四百三拾六坪本村中津森組ニアリ祭神未詳祭日同八月六日、

とある。

甲斐国志には

一「赤石山春日明神」中津森村 本村氏神也社内除地六畝歩社領九畝

武拾四歩祭礼七月十九日簿原村神主兼帶。とある。

社 殿

本殿 流造り檜皮葺 一間半＝一間半。彫刻等彩色優美である。

雨屋 切妻トタン葺 三間＝三間。

神庫 一棟 方二間。

鳥居 木造一基。

境 内 社

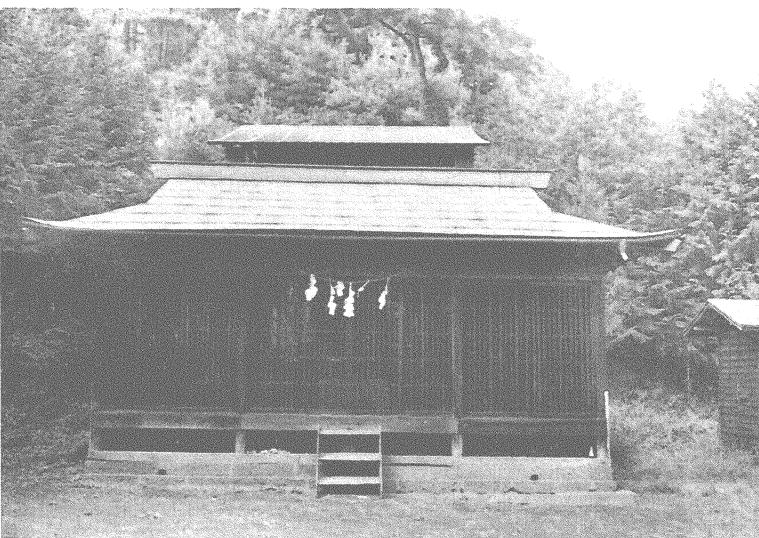
本殿両脇に小祠がある。

向つて左脇 天照皇太神宮

向つて右脇 八幡神社

境内社について、秋葉神社と日本武尊が祀られているとの説と、

天照皇太神宮と八幡神社であるとの説がある。



神社名 若宮八幡神社

鎮座地 都留市金井松尾二四二番地

祭 神 応仁天皇

例 祭

九月十五日

神事用具

神楽、神輿保存。

由 緒

創立年代は明らかではないが、

寛文九年（一六六九年）の郡内

検地では見捨地となっている。

また、社殿改革についての棟札が残されていて、それによると、

文化十年（一八一三年）十二月

廿八日、文政二己卯年（一八一九年）三月十日、嘉永四年（一八五一年）三月十一日にそれぞれ改築されている。

明治五年五月村社に列せられている。

山梨県市郡村誌に

〔八幡社〕 村社々地東西拾六間南北五拾七間式尺四寸面積九百

拾八坪本村金井組ニアリ祭神誉田別尊祭日同八月十五日、とある。

甲斐国志には

〔八幡宮相殿〕 金井 御岳權現 村 社地縦四十五間横十五間見捨地金井、羽

根子両村ノ産神祭礼三月十一日、八月十五日神主同上。となつて

いる。

社殿

「若宮」の額字のある鳥居から社殿に至るまでの参道は大変長いものである。

本殿は流造り銅葺で鉄骨製の建物で被覆されている。なお本殿には、八幡菩薩、御嶽大權現の掲額がある。

このことから二神の合祀であることがわかる。

拝殿は入母屋トタン葺 三間半II一間。

神庫一棟

鳥居 木造一基。

神灯一対 宝曆十三天未年七月吉日
両村氏子中

と刻まれている。



文禄三甲午年八月に勧請して造當されたといわれている。

明治五年三月村社に列せられた。山梨県市郡村誌に

〔熊野社〕 村 社々地東西拾壹間南北六間四尺式寸面積七拾三坪本村厚原組ニアリ祭神未詳祭日同七月廿五日、

甲斐国志に「簿原」とあるが、これは今の厚原のことである。

甲斐国志にはとある。

〔熊野權現〕 簿原 村 社地 縦三間 横式間 見捨地神領除地式畠余並ニ神主宅地式畠歩神主同上山城祭礼三月十二日、と記されている。

南鶴神社誌に

「境内は毫千三百九十七坪、本殿は流造、一間II一間半、拝殿、倉庫等の建造がある」と記されている。

南鶴神社誌には、祭神応仁天皇とあり、山梨県市郡村誌には、祭神誉田別尊とあるが、応仁天皇は応神天皇の誤りであると考えられ、また、誉田別尊は応神天皇の別名である。

社殿に向って参道左側の林の中に、古峯神社が祀られている。その傍に高貴の方と思われる石像一体（身長44cm、肩巾22cm、面長10cm、面巾9cm、膝張り30cm）が安置されている。更に石棒（長さ22cm、直径12cm）一基と馬頭観音一体が祀られている。

神社名 熊野神社

鎮座地 都留市厚原池ノ下一番地

祭神 神祖熊野大神御氣野神。

となつており、島根県の熊野神社を本社としている。

例祭

九月二日（もとは九月十五日）

由緒

切妻トタン葺 二間II一間半。
境内社

六地蔵 二基。
双体道祖神 一基。
馬頭観音 一基。

この神社は、昔は諏訪の森に祀られてあつたものを天神坂に遷し、更に現在地に遷座されたのである。と古老は語る。

当地区の道祖神祭りは、正月十六日に行なわれるが大変珍らしい神事が行なわれるとのことである。

甲斐国志に「簿原」とあるが、これは今の厚原のことである。

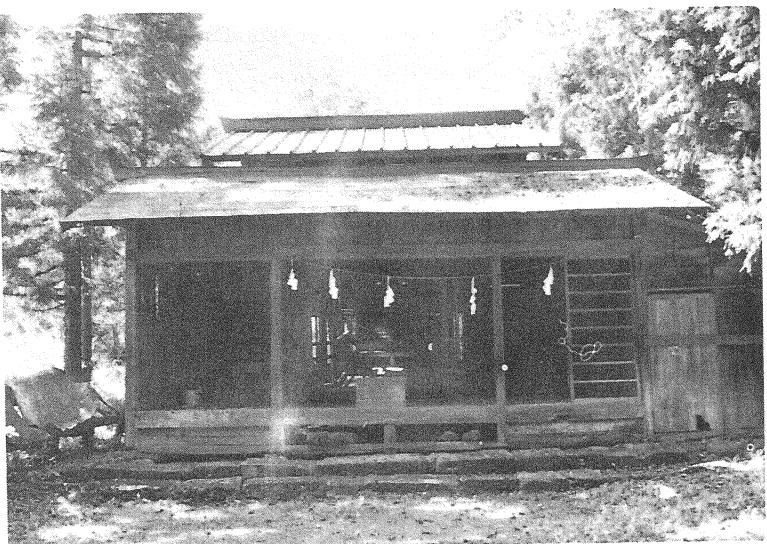
神社名 浅間神社
鎮座地 都留市平栗宮ノ前二五七番地
祭神 木花開耶姫命

例祭

九月十五日

社殿

永禄四辛酉年（一五九五年）に武田晴信公 浅間神社をまつるた



め、社殿、神楽
殿等の造営費と

して三年間十貫
文あて寄進する
ことを伝え、都

留郡の領主であ
つた鳥居久五郎

成次候が、永禄
六年（一五九七

年）八月二十六
日に富士山より
遷座された。こ
のとき鳥居公も
墨印状を添えて

三石六斗四升三
合の寄進をされた。

神樂殿まであった広大な社殿は、安政六年（一八五九年）に焼失
した。今の社殿は大正十年九月に造営したが、その後台風等で破
損した際に修復されている。

明治五年五月村社に列せらる。

境内社

山梨県市郡村誌に

「〔浅間社〕 村社々地東西四拾九間南北拾五間面積七百式拾五坪云

云」とあり。
甲斐国志には

「社地六畝拾步見捨地神領除地畠六反八畝拾九步云」とある。

合の寄進をされた。

神樂殿まであった広大な社殿は、安政六年（一八五九年）に焼失
した。今の社殿は大正十年九月に造営したが、その後台風等で破
損した際に修復されている。

明治五年五月村社に列せらる。



浅間神社の本殿

甲斐国志に

一「富士中道山浅間明神」_{平栗}

産神社地六畝拾步見捨地神領除

地畠六反八畝拾九步 祭礼三月十五日七月二十二日神主同上永禄

年中宮社為造営拾貢文寄附スル所—武田信玄ノ印書式通慶長年中鳥

居久五郎成次寄附状一通神主所藏。となつてゐる。

社殿

本殿 流造り銅葺 二間II二間半。

南鶴神社誌には

「本殿流造毫間II七尺銅葺云」となつてゐる。

正面及び脇障子等の彫刻は美麗である。

雨屋 切妻トタン葺 三間半II三間。

拝殿 切妻トタン葺 四間半II二間。

神馬舎 拝殿脇にあつて、ほゞ等身大の模型白馬が祀られている。

神灯 一対 「文政九年十一月吉日」と刻まれてゐる。

境内社

また南鶴神社誌に

「境内九百式拾坪云」と記されている。
これは現在の社領地である。
何れにしても、広大な社領地を有している神社である。

境内社

道祖神一基
右側面に 宝永乙戌 月
左側面に 甲南鶴羽休郡平栗村 と刻まれていて歴史を知る
ことができる。

前記由緒の中にあるように、北口本宮富士浅間神社は、武田家の
祈願所として知られているが、当社もまた武田家とゆかりが深
いようである。

富士山四合目に、武田晴信公が御造営になつたものを、慶長六年
(一六〇一年) 谷村領主となつた鳥居久五郎成次公が、富士山か
ら平栗村の里に遷宮したものである。

記録帳によると、旧社殿造営のため、武田晴信公より金拾貫向う
三ヶ年寄附するという朱印状、慶長六年八月鳥居公から石高三石
六斗四升八合寄附するという墨印状、更に寛文九年現在の社地境
内二反四畝十六歩を社領とす。となつてゐる。

境内は細長くして広大なものである。これは、かつて小室浅間神
社の 鏑馬 (ヤブサメ) にならつて、当境内でもヤブサメの行事
が行なわれた。

例祭

九月廿五日 (もとは九月二十日)

当社の創立年代等明らかでないが、現在の社殿は永禄年間のもの

〔御嶽社〕 村社々地東西七間五尺南北拾五間面積百拾七坪本村

加畠組ニアリ云 云」とある。

甲斐国志には

一「御嶽權現」村 加畠 本村氏神社地

八間

見捨地神領除地畠三畝

拾八歩祭礼三月十一日神主同上。となつてゐる。

社殿

本殿 切妻トタン葺 一間社

正面竜の彫刻は立派である。

雨屋 切妻トタン葺 二間||二間半。

拝殿 トタン葺 三間半||二間。

鳥居 本造一基

昭和三十二年九月 東京浅草森嶋治信奉納

とある。

境内社

本殿右上方に境内社あるも祭神不詳。

拝殿より本殿に至る石段は、文化九年（一八一二年）谷村森嶋氏

寄贈と銘記されている。



と伝えられている。

明治五年五月村社に列せらる。

南鶴神社誌に

「少彦名命は神產巢日神の御子で、大己貴命（大国主命の別名）出雲の御崎に在す時、海上から芋の殻を割った船に火取蛾の皮を着て乗つて来た神で、余り小さいので神產巢日神の手の間から漏れ落ちたと。又の説に淡島で粟を撒きその粟の穂に乗つて彈かれ常世の国に渡つたと。療病禁厭の法を創めた神で、大国主命と力を合せて国土開発經營をなされた神である」と記されている。